



取り付けましたか？ 住宅用火災警報器

尊い人命 貴重な財産を守るために

住宅火災の死者が、平成15年から全国で1,000人を超え、17年には1,220人と過去最悪の結果となりました。亡くなられた方の約6割が65歳以上の高齢者です。また、約6割が逃げ遅れによるものです。今後、高齢化の進展に伴い、更に増加するおそれがあります。このような状況に対応するため、消防法と火災予防条例が一部改正され、すべての住宅に警報器の設置が義務化されました。

問合せ

消防局予防課 ☎047-435-1114
中央消防署 ☎047-435-8664
東消防署 ☎047-464-4590
北消防署 ☎047-438-5634

いつから義務化になるの？

平成20年6月1日から

既存住宅を含めたすべての住宅に設置が義務付けられます。なお、新築住宅については、18年6月1日からすでに義務付けられています。罰則はありませんが、尊い人命や貴重な財産を守るために、早急な設置をお願いします。

どんな種類があるの？

火災で発生する煙や熱を自動感知して、音、音声で知らせるものです。また、目や耳の不自由な人のために光や振動で知らせるものもあります。



どこで購入できるの？

電気店、ホームセンター、家電量販店、ガス事業者、防災設備取扱店で、5,000円～1万円程度で購入できます。

【規格】



国が定めた規格に合格したのものには、この「NSマーク」が表示されていますので、購入の目安にしてください。

市の補助制度について

ひとり暮らし高齢者や障害者手帳をお持ちの方には補助制度があります。詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。

ひとり暮らし
高齢者の方

〈対象〉65歳以上のひとり暮らし高齢者で、住民税が非課税であること

〈助成額〉費用の2分の1(上限5,000円)

〈問合せ〉高齢者福祉課☎047-436-2352

障害者手帳を
お持ちの方

〈対象〉身体障害等級2級以上の方、知的障害の重度又は最重度の方で、障害者のみでお住まいの方、または日中、障害者のみになる世帯の方

〈自己負担金〉原則費用の1割、所得等により軽減措置があります

〈問合せ〉障害福祉課☎047-436-2357

どんな場所にとりつけるの？

すべての住宅(戸建・共同住宅・併用住宅等)の寝室、台所、階段等に設置する必要があります。

戸建住宅の場合

寝室として使用する部屋⇒壁または天井に設置。寝室とは普段就寝している部屋のこと、子ども部屋も含まれます。ただし、居間などで来客がたまに使用する部屋には設置する必要はありません。

台所⇒壁または天井に設置

寝室がある階から避難する階段の踊り場⇒壁または天井に設置
その他の場合

3階建て住宅で、3階に寝室があり、2階に寝室がない場合は、1階階段の踊り場の壁または天井にも設置が必要です。

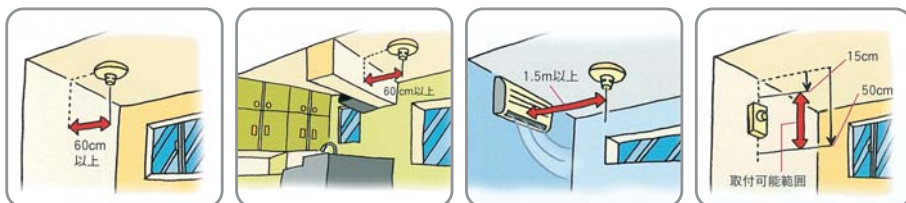
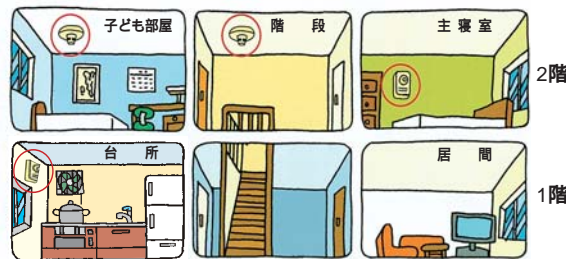
共同住宅の場合

設置する場所は戸建住宅の場合と同じです。

アパートやマンションなどは、個人の住宅内が対象となります。

ただし、スプリンクラー設備や自動火災報知設備が設置されている場合には、設置する必要はありません。

なお、共同で使用する廊下、階段、エレベーターホール、機械室等には設置する必要はありません。

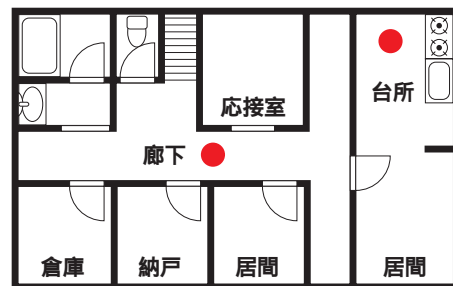


警報器の中心を壁から60cm以上離します。

はりなどがある場合は、はりから60cm以上離します。

エアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

壁掛式の場合には警報器の中心が天井より15cmから50cm以内の位置に設置します。



寝室として使用しない部屋(床面積が7㎡以下)が5部屋以上ある場合は、廊下の壁または天井にも設置が必要です(は火災警報器)。

悪質な訪問販売にご注意ください！

悪質な業者は...こんなことを言う

➔ 正しくは...

義務付けられたので、すぐ付けなければならない

➔ 平成20年6月1日からです。

消防署から来ました

➔ 市職員、消防職員、消防団員が住宅用火災警報器を販売することはありません。

消防署の許可を得て町会をまわっている

➔ 消防局では特定の業者に販売を依頼することはありません。

すべての部屋に付けなければならない

➔ 取り付ける場所は寝室と台所です。ただし、寝室が2階などにある場合は階段の踊り場にも取り付けます。

契約後不審に思ったら...

消費生活センター(☎047-423-3006)へ相談しましょう。

訪問販売は、クーリング・オフ制度(無条件解約の申出)の対象です。契約日を含む8日間に、必ず内容証明郵便の書面で、販売店へ手続きをしてください。なお対象は個人だけで、企業等は対象になりません。

付けておいてよかった！ 実例

事例1 寝る前にタバコを吸い、確実に消さずに寝込んでしまったため、座布団に火種が落ち、くん焼して、4時間30分後に熱気と警報音で火災に気付き、枕元のやかんの水で消し止めた。

事例2 ひとり暮らしの男性が、昼食用に煮物を温めようとガスコンロに鍋をかけた外出してしまった。台所の警報器(煙式)が感知し、その警報音を聞いた近所の住民が119番通報した。

この警報器は、ひとり暮らしを心配した親戚が購入して設置したものだ。

事例3 夕食の準備のため、油を入れた鍋を火にかけてたまま、娘に自転車の練習をせがまれたため外出してしまった。

通行人が警報器の音に気付き、携帯電話で119番通報した。鍋にふたがされていたため、すすの付着とふく射熱による周囲の影響だけで、大きな損害はなかった。